

離島航空路線の確保

航空機等購入費補助（昭和47年～）

対象航空機: 9人以上の旅客、1,500メートル以下の長さの滑走路で離着陸できる飛行機

補助方式: 補助対象航空機及びその部品の購入に要する費用の45%（沖縄路線に就航する場合は、75%）を補助

運航費補助（平成11年～）

対象路線: 経常損失が見込まれる離島路線のうち、

- ①最も日常拠点性を有し、
- ②船舶等の主たる代替交通機関により2時間以上、
- ③2社以上の競合路線でないこと

補助方式: 「実績損失見込額」と「標準損失額」のいずれか低い額の1/2の範囲内を補助

制度拡充

（平成23年度下半期～）

特別会計から一般会計へ移行

（平成24年度～）

島民割引運賃の取組を支援

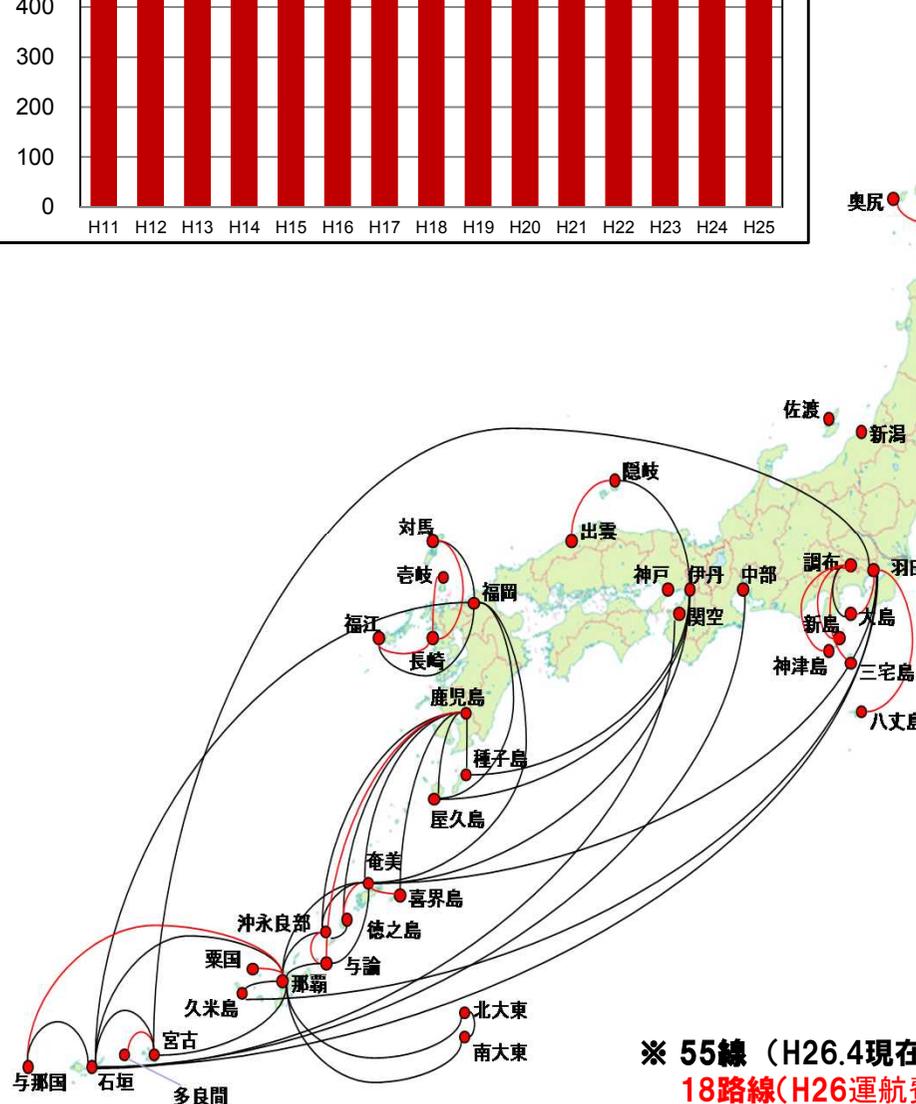
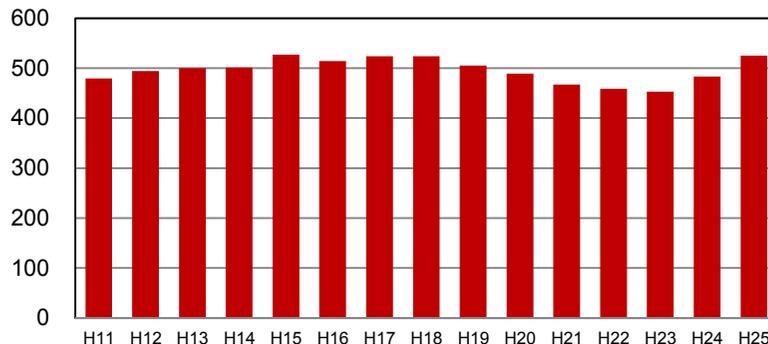
（平成26年度～）

島民運賃割引の基準運賃の引き下げ

最も日常拠点性を有する路線に準ずる路線（特定離島航空路線）については、島民運賃割引を補助対象とできるよう要件を緩和。

離島航空路線旅客数推移

(万人)



※ 55線（H26.4現在）

18路線（H26運航費補助対象路線）